

2 課外活動団体の権利について

資産・所有権という考え方

施設や備品として登録された物品は全て大学に
所有権があり、大学にその管理・使途が委ねられます。
部室棟等も各団体が大学から貸与を認められている、
というものです。

貸してくれたもの ≠ 自分の所有物



大学の管理権限と学生の使用権利

課外活動共用施設の所有者・管理者 ⇒ 大学

課外活動共用施設の使用承認者 ⇒ 大学

課外活動共用施設の使用者 ⇒ 学生

課外活動共用施設の模様替（※）・改修権限は
施設の所有者である大学にある。

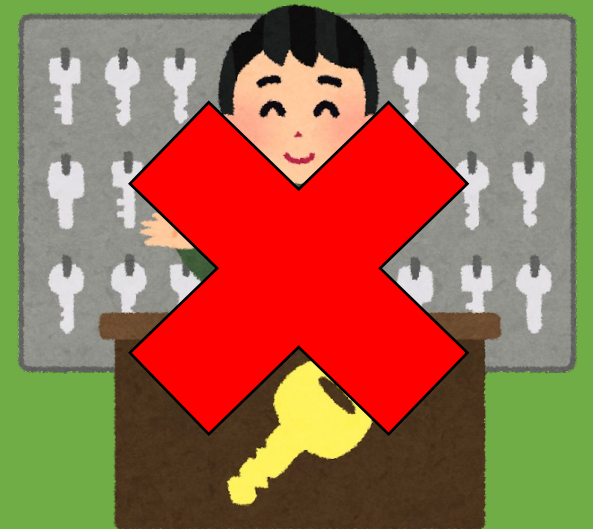
（※）建物の構造・規模・機能の同一性を損なわない範囲で改造すること。

施設の改造は大学側に管理権限があります。

課外活動共用施設の利用者がやってはならない主な例
大学に無断で部室などの合鍵を作製すること
⇒施設の利用者（≡大学）にことわりなく施設内に
不正な手段で侵入するに等しく、
不法侵入に問われる可能性があります。

部室の利用に際しては課外活動共用
施設規則に従い、利用時間等を守って
正しく運用してください。

一つの団体の軽はずみな行動は
他の団体にも影響しかねません。



課外活動共用施設の利用者がやってはならない主な例②

エアコンを無断で取り付けること

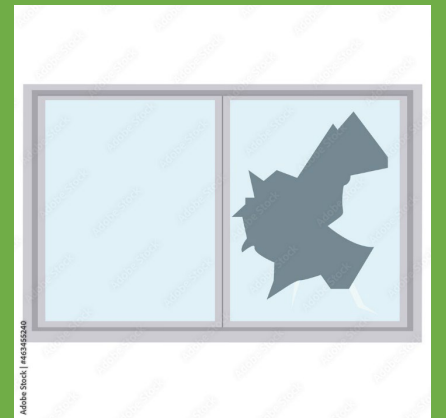
⇒エアコンの設置は施設の模様替に該当します。



- ① 建物の構造
 - ② 電気使用量のキャパシティ
 - ③ 各地区の電気契約容量
 - ④ ランニングコストの増大 等
- 多くのポイントの考慮が必要

課外活動共用施設の破損・汚損があったときの対応

- ① まずは学生支援課に施設の状態を詳しく説明してください。写真もあるとより良いです。
- ② 原因により修繕費用の負担原則が変わります。
学生の行動が原因で当該被害が生じた場合
⇒ 大学が修繕等の発注を行い、当該学生団体が支払う
経年劣化等で破損、汚損が生じた場合
⇒ 大学が発注を行い、大学が費用を負担



課外活動については大学の行事や入試等の都合により、一部活動を制限することがあります。

主な例：

- ①入試に伴う活動制限
- ②外部試験（TOEIC等）実施に伴う活動制限
- ③定期試験に伴う活動制限
- ④夏季休業、年末年始休業に伴う活動制限
- ⑤集中講義実施に伴う活動制限

各部局からの要請に伴い、適宜団連を通じて連絡します。

課外活動の制限に係る留意事項

①知らなかったでは済まされない。

⇒特に入試においては騒音等の実態的な問題よりも、関係者以外が構内に入入りしないことが重要です。

無断の立入りは場合によっては入試妨害行為となり、非常に大きな問題に発展することもあります。

②不変の対応ではありません。

⇒「以前は音出し禁止のみだったのに・・・」

といったこともありますが、

過去に問題が生じたために厳格化することもあります。